

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 新型コロナウイルスによる税制対策②

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国税庁は4月13日、「法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ」を公表しました。

＜法人の申告・納付期限の延長：法人税、地方法人税、消費税、源泉所得税＞

	対 応	内 容
申告期限の個別延長	「やむを得ない理由」がある場合	法人の役員や従業員等に、つぎのような方々がいることにより、通常の業務体制が維持できない、事業活動を縮小せざるを得ない、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じているなど 「やむを得ない理由」(例示) 1) 体調不良により外出を控えている方がいること 2) 平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの方がいること 3) 感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいること 4) 感染拡大防止のため外出を控えている方がいること
申告・納付期限	申告・納付ができないやむを得ない理由がやんだ日から2か月以内の日を指定して申告・納付期限が延長される	申告書等を作成・提出することが可能となった時点で申告を行う 《申告期限を個別延長した場合》 ・「申告書等の提出日」が申告期限となる ・「申告書等の提出日」が納付期限となる
手続き	別途、申請書等を提出する必要なし	《申告書を書面で提出する場合》 申告書の右上の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載する 《e-Taxで提出する場合》 電子申告及び申請・届出による添付書類の送付書の「電子申告及び申請・届出名」欄または「添付書類名」欄に文言を入力し、各税目のe-tax申告書と同時送信する 《源泉所得税など納付する場合》 所得税徴収高計算書(納付書)の「摘要」欄に「新型コロナウイルスによる納付期限延長申請」と記載する

お見逃しなく

- 上記以外の各種申請や届出など申告以外の手続きについても、新型コロナウイルス感染症の影響により、提出が困難な場合は、個別に期限延長の取扱いが行われます。
- 新型コロナウイルスの影響により事業等収入が対前年同月比20%以上の減少があった場合、1年間納税猶予できる特例が設けられました。猶予期間中の延滞税は全額免除され、申請時の担保の提供は不要になります。

2020年2月1日から2021年1月31日までに納期限が到来する所得税、法人税、消費税等のほぼすべての税目(印紙で納めるもの等を除く)が対象となり、2020年6月30日または納期限のいずれか遅い日までに申請の手続きが必要です。